

中央区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年八月十日

中央区長 山 本 泰



中央区規則第四十六号

中央区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

中央区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和四十七年四月中央区規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三百六十六万千円」を「三百七十五万八千円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の中央区心身障害者福祉手当条例施行規則第三条の規定は、令和八年八月以後の月分の心身障害者福祉手当について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当については、なお、従前の例による。

